

財務省告示第十九号  
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年一月二十四日

財務大臣 額賀 福志郎

（別表）

合計	国債の名称	記号	額面金額の 総額	買入価額の総額
	個人向け利付 国庫債券（変 動・十年）	第三回	七十億六千百 四十四万円	六十九億九千二百 九十九万六千四百 十六円
"	第五回	三百七十四億 七千三百三十六 万円	三百七十一億八百 十九万六千七百二 十八円	
"	第七回	四百八十四億 八千五百二十 一万円	四百八十億千五百 三十六万三千六百 四十七円	
"	第九回	四百六十億六 千四百十五万 円	四百五十六億千七 百六十九万八千八 百七十三円	
"	第十一回	四百五十九億 千五百三十五 万円	四百五十四億七千 四十六万百四十五 円	
合計		十一億九千七百五 十一万円	千八百三十二億四 百七十一万五千八 百九円	